

第 54 号 議 案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）						別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～23 略						1～23 略					
24	法第108条の2 第1項各号の規 定に基づく講習 の実施	講習手数料	(1)～(14) 略 <u>(15) 法第108条の 2第1項第15号 又は第16号に掲 げる講習</u>	1人	講習1時 間につい て2,000 円	24	法第108条の2 第1項各号の規 定に基づく講習 の実施	講習手数料	(1)～(14) 略 <u>(15) 法第108条の 2第1項第15号 に掲げる講習</u>	1人	講習1時 間につい て2,000 円
25及び26 略						25及び26 略					
備考 略						備考 略					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。